

特定建設工事共同企業体による総合評価（簡易型）一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月17日

岡山市長 大森 雅夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）
- (2) 工事場所
岡山市南区中畦 589 番地 4 ほか
- (3) 工期
令和9年8月31日まで
- (4) 支払条件
別紙入札説明書のとおり
- (5) 工事概要
詳細設計付工事
機械設備工事
空調設備工事
上記に伴う電気設備工事
工事対象施設
中学校体育館10校
- (6) 入札保証金
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5以上の額
（詳細は別紙入札説明書のとおり）
- (7) 契約保証金
請負代金額の100分の10以上の額
（詳細は別紙入札説明書のとおり）
- (8) 契約不適合責任期間
2年
- (9) その他
 - ①市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年市条例第26号）第2条の規定に基づき、本市令和8年2月定例市議会において可決されなかった場合は、本入札の請負契約締結は行わない。
 - ②本入札は、技術力及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）である。
 - ③本入札において、入札説明書8(3)に定める参加資格の有無の確認を行う対象者となった者が入札説明書18(2)，(3)，(4)，(5)又は(6)に該当する場合は、失格とする。
 - ④本入札は、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に定める低入札価格調査対象案件である。（ただし、詳細は別紙入札説明書等のとおり）
 - ⑤本入札は、建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱は適用しない。
 - ⑥本工事は特定建設工事共同企業体（甲型JV）（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
 - ⑦本工事の共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は3社とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる(1)から(12)までの資格要件を満たす代表者(第1構成員)と、次に掲げる(1)から(12)までの資格要件のうち、(11)以外の条件を満たす第2構成員及び第3構成員で構成された共同企業体とする。

共同企業体の代表者は、第1構成員とし、構成員のうち最上位の等級の者（以下「最上位等級者」という。）とすること。最上位等級者が複数の場合は、最上位等級者のうち岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第3条第1項に規定する総合数値により決定された順位が最上位の者とすること。等級及び総合数値は、今回発注する工事の格付業種についてのものであること。

なお、各構成員の出資比率は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 開札日時において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等のうちに同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者でないこと。
- (5) 本市が本工事に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者若しくは提携関係にあった者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。この場合において、「当該アドバイザー業務において提携関係にある者」とは、当該アドバイザー業務の下請企業として業務に携わっている者をいい、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
なお、本工事に關し、本市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。
ア 明豊ファシリティワークス株式会社
- (6) 市内外業者区分について、下記ア又はイに該当すること。
ア 市内業者
イ 直近の本市法人市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が10人以上の準市内業者
- (7) 格付業種は、第1格付業種が管とする。
- (8) 格付等級は、特A等級又はA等級とする。ただし、第1構成員は特A等級に限る。
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、管工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
- (10) 建設業法における管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を専任で配置することとし、建設業法第26条第3項第2号の規定による監理技術者の行うべき職務を補佐する者の配置は認めない。
- (11) 1工事で下記ア及びイを全て満たす空調設備工事を元請で契約し、平成22年4月1日（2010年4月1日）以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。（新設、増設又は改設工事に限る。ただし、空調用熱源工事のみの場合を除く。）
ア 1工事当たりの空調対象床面積が400㎡以上
イ 請負代金額が2,000万円以上
※空調対象床面積とは、冷暖房を行う空調対象室の床面積の合計をいう。
※床面積の算出方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号による。
※請負代金額とは、空調設備工事部分に限るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (12) その他
ア この入札において、構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
イ 共同企業体の存続期間は、当該共同企業体に係る特定建設工事共同企業体協定締結の日からこの入札に係る工事の請負契約の履行後、3か月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
ウ ③共同企業体の構成員が入札説明書5(6)及び(7)に定める書類を提出した後に指名停止等となり、入札参加資格を喪失した場合は、入札書受付期限の3日前まで（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえで、新たに共同企業体を結成し、入札に参加できるものとする。その場合、入札書受付期限の3日前まで（休日を除く。）に、参加資格を喪失した共同企業体の入札参加辞退届を、持参により財政局財務部契約課へ提出すること。

3 入札等の手続に関する事項

- (1) 契約条項等を示す場所
入札・契約ホームページ
ホームページアドレス (https://keiyaku.city.okayama.jp/keiyaku/servlet/KEK0.KEK0SEK_S010)
- (2) 入札説明書等の交付期間及び方法
公告日から開札日まで、入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
- (3) 入札説明書等並びに技術資料及び添付資料（以下「技術資料等」という。）に関する質問の受付期間及び方法

公告日から令和7年11月7日（金）午後4時まで、公共建築課まで電子メールの方法で行うこと。
なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

※メール本文に質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。また、メールの件名は「入札質問（岡山市立中学校体育館空調設備工事（北区））」など、わかりやすい件名にすること。

＜入札説明書等及び技術資料等に関する質問提出先＞

都市整備局住宅・建築部公共建築課

Eメールアドレス koukyoukenchiku@city.okayama.jp

- (4) 入札説明書等及び技術資料等に関する質問回答の掲載期間及び方法

令和7年11月14日（金）午後4時から開札日時まで、入札・契約ホームページに掲載する。

- (5) 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書の提出について（詳細は別紙入札説明書等のとおり）

①受付期限

令和7年12月4日（木）まで（岡山大供郵便局に必着）

（ただし、必ず上記5(5)の入札説明書等及び技術資料に関する質問回答を確認した後に郵送すること）

②提出方法

岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

＜宛先＞

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所⑩契約課

- (6) 入札書及び入札価格内訳書の提出について（詳細は別紙入札説明書のとおり）

ア 受付期限

令和7年12月4日（木）まで（岡山大供郵便局に必着）

（ただし、必ず上記5(5)の入札説明書等及び技術資料に関する質問回答を確認した後に郵送すること）

イ 提出方法

岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

＜宛先＞

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所⑩契約課

- (7) 開札日時及び場所

①開札日時

令和7年12月8日（月）午後3時30分

②開札場所

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所本庁舎5階入札室

※開札は、入札参加者のうち立会を希望する者（入札参加者につき1人を限度とする。）1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

- 4 参加資格の確認に関する事項（詳細は別紙入札説明書のとおり）

岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱第12条第2項の規定により参加資格の有無の確認を行う対象者となった者は、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等提出方法

持参に限る。

※受付は窓口受付のみとする。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。

- (2) 申請書等受付期限

確認対象者となった日の3日後の午後5時15分まで（休日を除く。）

※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、提出はできる限り確認対象者となった日の2日後までに行うこと。なお、受付期限以降の申請書等の訂正及び差替え等は認めない。また、低入札価格調査の対象者が提出する書類の確認は、受付期限以降に行う。

- (3) 受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号

財政局財務部契約課

- 5 落札者の決定に関する事項（詳細は別紙入札説明書のとおり）

上記４の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第７条の２第１項に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

６ 契約書の作成の要否 要

７ 入札の無効について
別紙入札説明書のとおり

８ その他

- (１) その他詳細は入札説明書等による。
- (２) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
財政局財務部契約課 工事契約係
〒７００－８５４４
岡山市北区大供一丁目１番１号
電話番号 ０８６－８０３－１１５７（直通）

岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

総合評価一般競争入札（簡易型）

入札説明書

令和 7 年 10 月

岡山市

— 目 次 —

1	入札説明書の定義.....	1
2	工事の目的.....	1
3	入札に付する事項.....	1
4	入札に参加する者に必要な資格に関する事項.....	3
5	入札手続きに関する事項.....	5
6	開札方法等に関する事項.....	8
7	入札の無効に関する事項.....	9
8	総合評価点及び技術評価点の算定等に関する事項.....	9
9	参加資格の確認に関する事項.....	10
10	入札の失格に関する事項.....	12
11	積算疑義申立てについて.....	13
12	落札者の決定に関する事項.....	13
13	低入札価格調査に関する事項.....	13
14	参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項.....	14
15	支払条件について.....	14
16	契約不適合責任期間について.....	14
17	入札保証金及び契約保証金に関する事項.....	14
18	その他.....	15

1 入札説明書の定義

岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）総合評価一般競争入札（簡易型）入札説明書は、岡山市（以下「本市」という。）が岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）（以下「本工事」という。）に係る詳細設計付工事を実施する事業者（以下「事業者」という。）を、一般競争入札による総合評価（簡易型）落札方式により決定する（以下「本入札」という。）に当たり、本入札への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 工事の目的

本工事は、岡山市立中学校の体育館に空調設備を令和9年夏までに詳細設計付工事により速やかに整備し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、良好な教育環境を確保することを目的とする。

※令和9年6月30日までに空調設備を運転可能な状態にする。工期は令和9年8月31日までとする。

3 入札に付する事項

(1) 本入札の実施者

岡山市長 大森 雅夫（以下「市長」という。）

(2) 本入札の発注課

部署名：都市整備局住宅・建築部公共建築課（以下「公共建築課」という。）

住所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1460

Eメールアドレス：koukyoukenchiku@city.okayama.jp

(3) 工事名称

岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

(4) 工事対象施設

中学校体育館 10校

(5) 工事場所

岡山市南区中畦 589 番地 4 ほか（要求水準書添付資料のとおり）

(6) 工事概要

全ての工事対象施設における空調設備の工事施工（施工に必要な設計を含む。）

(7) 工事期間

本工事の契約上の工期は本契約締結日（本市令和8年2月定例市議会の議決の日）から、令和9年8月31日までとする。

※令和9年6月30日までに空調設備を運転可能な状態にする。

(8) 事業費の上限額

583,820 千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(9) 支払条件

- ア 前金払 有り（各年度払い。ただし、令和 7 年度においては請求できない。）
- イ 中間前金払 有り（各年度払い。ただし、令和 7 年度においては請求できない。）
- ウ 部分払 有り（3 回以内。ただし、令和 7 年度においては請求できない。）
※イ及びウについては、契約時にどちらかを選択すること。
- エ 支払限度額 令和 7 年度 0 円
令和 8 年度 請負代金額×72/100（円未満切り捨て）

(10) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 以上の額
（詳細は 1 7 (1) のとおり）

(11) 契約保証金

請負代金額の 100 分の 10 以上の額
（詳細は 1 7 (2) のとおり）

(12) 契約不適合責任期間

2 年

(13) 建設リサイクル法対象工事

該当なし。

※ただし詳細設計業務完了後、1 校当たりの工事金額が 1 億円を超える場合は、必要に応じて契約変更等を協議する。

(14) その他

- ア 市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本市令和 8 年 2 月定例会市議会において可決されなかった場合は、本入札の請負契約締結は行わない。
- イ 本入札は、技術力及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）である。
- ウ 本入札において 8 (3) に定める参加資格の有無の確認を行う対象者となった者が 1 8 (2), (3), (4), (5) 又は (6) に該当する場合は、失格とする。
- エ 本入札は、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に定める低入札価格調査対象案件である。（詳細は 1 3 のとおり）
- オ 本入札は、建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱（以下「積算疑義

申立要綱」という。)は適用しない。

カ 本工事は特定建設工事共同企業体（甲型ＪＶ）（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

キ 本工事の共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は３社とする。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる(1)から(12)までの資格要件を満たす代表者（第１構成員）と、次に掲げる(1)から(12)までの資格要件のうち、(11)以外の条件を満たす第２構成員及び第３構成員で構成された共同企業体とする。共同企業体の代表者は、第１構成員とし、構成員のうち最上位の等級の者（以下「最上位等級者」という。）とすること。最上位等級者が複数の場合は、最上位等級者のうち岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第３条第１項に規定する総合数値により決定された順位が最上位の者とすること。等級及び総合数値は、今回発注する工事の格付業種についてのものであること。なお、各構成員の出資比率は２０％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

- (1) 令第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 2 条第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 開札日時において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第 2 条第 3 号に規定する役員等のうちに同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者でないこと。
- (5) 本市が本工事に係るアドバイザリー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。この場合において、「当該アドバイザリー業務において提携関係にある者」とは、当該アドバイザリー業務の下請企業として業務に携わっている者をいい、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本工事に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者は以下のとおりであ

る。

ア 明豊ファシリティワークス株式会社

(6) 市内外業者区分について、下記ア又はイに該当すること。

ア 市内業者

イ 直近の本市法人市民税の確定申告書における岡山市分の従業員数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が10人以上の準市内業者

(7) 格付業種は、第1格付業種が管とする。

(8) 格付等級は、特A等級又はA等級とする。ただし、第1構成員は特A等級に限る。

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、管工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(10) 建設業法における管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を専任で配置することとし、建設業法第26条第3項第2号の規定による監理技術者の行うべき職務を補佐する者の配置は認めない。

(11) 1工事で下記ア及びイを全て満たす空調設備工事を元請で契約し、平成22年4月1日（2010年4月1日）以降に、完成・引渡し完了した実績を有すること。（新設、増設又は改設工事に限る。ただし、空調用熱源工事のみの場合を除く。）

ア 1工事当たりの空調対象床面積が400㎡以上

イ 請負代金額が2,000万円以上

※空調対象床面積とは、冷暖房を行う空調対象室の床面積の合計をいう。

※床面積の算出方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号による。

※請負代金額とは、空調設備工事部分に限るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。

(12) その他

ア この入札において、構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

イ 共同企業体の存続期間は、当該共同企業体に係る特定建設工事共同企業体協定締結の日からこの入札に係る工事の請負契約の履行後、3か月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

ウ 共同企業体の構成員が5(6)及び(7)に定める書類を提出した後に指名停止等となり、入札参加資格を喪失した場合は、入札書受付期限の3日前まで（休日を除く。）に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえ

で、新たに共同企業体を結成し、入札に参加できるものとする。その場合、入札書受付期限の3日前まで（休日を除く。）に、参加資格を喪失した共同企業体の入札参加辞退届を、持参により財政局財務部契約課へ提出すること。

5 入札手続きに関する事項

(1) 契約条項等を示す場所

入札・契約ホームページ

ホームページアドレス

(https://keiyaku.city.okayama.jp/keiyaku/servlet/KEK0.KEKOSEK_S010)

(2) 配付図書（以下「入札説明書等」という。）

ア 入札説明書

（本書）

イ 要求水準書

（本工事を実施するために本市が事業者要求する必要最小限の仕様）

ウ 現場説明書

（本工事の契約条件を説明するための書類）

エ 空調対象範囲・室外機置場、低圧引込経路プロット図（全校分）

（空調対象範囲及び室外機・引込柱等の配置案）

オ 空調機器表（全校分）

（本工事で設置予定の空調機器等のリストと空調対象面積）

カ 参考計画図（2校分）

（価格を算出する上で、要求水準書を補足する参考の計画図）

(3) 入札説明書等の交付期間及び方法

公告日から開札日時まで、入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。

(4) 入札説明書等並びに技術資料及び添付資料（以下「技術資料等」という。）に関する質問の受付期間及び方法

公告日から令和7年11月7日（金）午後4時まで、公共建築課まで電子メールの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

※メール本文に質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。また、メールの件名は「入札質問（岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区））」など、わかりやすい件名にすること。

＜入札説明書等及び技術資料等に関する質問提出先＞

公共建築課

Eメールアドレス：koukyoukenchiku@city.okayama.jp

(5) 入札説明書等及び技術資料等に関する質問回答の掲載期間及び方法

令和7年11月14日（金）午後4時から開札日時まで、入札・契約ホームページに掲載する。

(6) 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書の提出について

ア 受付期限

令和7年12月4日（木）まで（岡山大供郵便局に必着）

（ただし、必ず上記5(5)の入札説明書等及び技術資料に関する質問回答を確認した後に郵送すること）

イ 技術資料等提出書類

(ア) 特定建設工事共同企業体協定書

(イ) 委任状

(ウ) 技術資料等及びその他資料提出書（共同企業体用）（様式第8号）

(エ) 施工実績調書（技術資料用）（様式第9号）及び添付書類

(オ) 配置予定技術者調書（技術資料用）（様式第10号）及び添付書類

(カ) 企業の体制に関する調書（様式第11号）及び添付書類

(キ) 施工体制に関する課題に係る技術的所見（様式第12号）

(ク) 安全計画に関する課題に係る技術的所見（様式第13号）

※(エ)及び(オ)は第1構成員のみ、(カ)は構成員ごとに作成すること。

※提出された資料によってのみ評価するため、提出漏れ等に十分注意すること。

ウ その他の提出資料

入札価格算定基礎確認書

エ 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書の提出方法

(ア) 〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所⑫契約課宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

(イ) 封筒は、入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）以外の封筒を用いることとし、封筒への記載内容については、後記「技術資料等及び入札価格算定基礎確認書の提出に係る注意事項」を参照し、作成すること。

(ウ) 封筒の表面に「岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）技術資料等及び入札価格算定基礎確認書在中」と記載すること。

(エ) 封筒の裏面に入札者の所在地及び商号又は名称等を記載すること。

オ 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書の提出に係る注意事項

- (ア) 提出された技術資料等及び入札価格算定基礎確認書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
 - (イ) 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
 - (ウ) 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書を同封すること。
- (7) 入札書及び入札価格内訳書（以下「入札書等」という。）の提出について
- ア 受付期限

令和7年12月4日（木）まで（岡山大供郵便局に必着）

（ただし、必ず上記5(5)の入札説明書等及び技術資料等に関する質問回答を確認した後に郵送すること）
 - イ 入札書等の提出方法
 - (ア) 〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所^⑫契約課宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
 - (イ) 入札書（様式第1号）及び入札価格内訳書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に入れ、密封して提出すること。指定封筒のサイズや記載内容については、後記「入札書等郵送についての注意事項」を参照し、作成すること。
 - (ウ) 指定封筒の表面に「岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）入札書等在中」と記載すること。
 - (エ) 指定封筒の裏面に入札者の所在地及び商号又は名称等を記載すること。
 - ウ 入札書等郵送についての注意事項
 - (ア) 入札回数は1回とする。ただし、入札が不調になったときは、直ちに再公告する場合がある。
 - (イ) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (ウ) 入札書には、くじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入し、入札価格内訳書を添付すること。
 - (エ) 郵送した入札書等は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
 - (オ) 特に必要があると認める場合を除き、入札書等郵送後の入札辞退は認めない。

- (カ) 入札説明書等及び技術資料等に対する質問の回答を確認した後に入札すること。

6 開札方法等に関する事項

(1) 開札日時

令和7年12月8日（月）午後3時30分

(2) 開札場所

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所本庁舎5階入札室

- (3) 開札は、入札参加者のうち立会を希望する者（入札参加者につき1人を限度とする。）1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、7(1)から(20)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 入札執行者は、(6)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) (8)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (10) (8)又は(9)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書及びその他の書類を無効とする。
- (11) 本市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。
- (12) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書等に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書等を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書等を提出した入札
- (8) 岡山市建設工事郵便入札実施要綱第7条第3項に規定する入札参加辞退届を入札書受付期限の3日前までに提出しない者がした入札
- (9) 入札書等が受付期限までに到着していない入札
- (10) 指定封筒記載の工事名又は差出人名と同封された入札書等に記載された工事名又は入札者名が相違する入札
- (11) 指定封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (12) 1通の指定封筒に複数の入札書等を封入して提出した入札
- (13) 入札価格内訳書が入札書とともに指定封筒に同封されていない入札
- (14) 提出期限までに技術資料等の全部又は一部を提出しない者がした入札
- (15) 技術資料等を公告で指定する方法以外の方法で提出した者がした入札
- (16) 提出された技術資料等の全部又は一部に誤記又は記載漏れ等があり、適正な評価ができない入札
- (17) 提出された技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札
- (18) 技術的所見の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術資料等を提出した者がした入札
- (19) 明らかに不正によると認められる入札
- (20) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

8 総合評価点及び技術評価点の算定等に関する事項

総合評価点及び技術評価点は、有効入札書を提出した入札者ごとに算定するものとする。

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点＝（技術評価点／入札価格）×100,000,000

※総合評価点は小数点第4位までとし、第5位以下を切り捨てるものとする。

(2) 技術評価点の算定方法

技術評価点＝標準点＋加算点

※標準点は技術資料等を提出し、かつ、有効入札書を提出した入札参加者に与えるものとし、100点とする。

※総合評価一般競争入札落札者決定基準第5条第2項ただし書きは適用しない。（低入札価格調査実施要綱第5条に規定する低入札価格調査を行う基準となる価格未満の価格で入札書を提出した入札参加者についても、標準点は100点とする。）

※加算点の算出方法は別表「総合評価一般競争入札（簡易型）技術評価基準表」のとおり

- (3) 上記(1)及び(2)の方法により総合評価点を算定した後に、有効入札書を総合評価点の高い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (4) (3)により有効入札書に順位を付す場合において、総合評価点が同一の者が2人以上あるときは入札価格の低い順に順位を付し、入札価格も同一のときは次の方法により順位を決定するものとする。
 - (ア) 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
 - (イ) 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と(ア)により付された番号が一致した者を第1順位の確認対象者とし、他の者は(ア)により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

9 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、下記に示す特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、10又は18(2)から(6)のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。

なお、申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

ア 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）

イ 配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）（様式第4号）

ウ 指名停止等措置状況調書（様式第5号）

- エ 技術者に関する誓約書（様式第 7 号）
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）（写し可）
- カ 建設業法施行規則第 2 条第 1 号に規定されている様式第 1 号別紙二（岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわかるもの。）（写し可）
- キ 本市法人市民税確定申告書の写し（直近のもの）
- ク 本市令和 7 年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。（個人名が記載されている部分は不要）ただし、変更があった場合は最新の決定・変更通知書の写し
- ケ 下記の（ア）又は（イ）の書類を提出すること

- （ア）（一財）日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書（竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は認めない。）の写し及び同種工事施工実績が確認できる書類

- （イ）施工実績調書（入札参加資格確認用）（様式第 6 号）、当該工事の請負契約書の写し、経営事項審査の際提出する工事経歴書の写し及び同種工事施工実績が確認できる書類

※ケは第 1 構成員のみ、イからオは構成員ごとに提出すること。

※カからクは準市内業者のみ提出すること。

※低入札価格調査の対象となった場合は、上記申請書等に加えて、下記に示す（ア）及び（イ）の書類を提出すること。なお、提出した（ア）及び（イ）の書類は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

- （ア）当該価格により入札した理由（低入札価格調査実施要綱様式第 1 号の 3）（以下「理由書」という。）

- （イ）機器等の見積書の写し（入札価格算定基礎確認書に係るものに限る。）
（低入札価格調査実施要綱第 7 条の 2 第 1 項における入札価格詳細内訳書を「入札価格算定基礎確認書」と読み替える。この場合の見積書の写しの提出は、自ら施工する部分も含めた、空調設備室内機、室外機、エアー搬送ファンの機器価格に関するもののみとする。（同要綱様式第 1 号の 3 において同じ。））

(2) 申請書等提出方法

持参に限る。

※受付は窓口受付のみとする。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。

(3) 申請書等受付期限及び受付時間

ア 受付期限

確認対象者となった日の 3 日後の午後 5 時 15 分まで（休日を除く。）

※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、提出はできる限り確認対象者となった日の２日後までに行うこと。なお、受付期限以降の申請書等の訂正及び差替え等は認めない。また、低入札価格調査の対象者が提出する書類の確認は、受付期限以降に行う。

イ 受付時間

午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分まで

(4) 申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目１番１号

財政局財務部契約課

- (5) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が、１０又は１８(2)から(6)のいずれかに該当するとき又は(1)ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。
- (6) (5)により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第２順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (7) (6)により確認を行う場合は、(5)を準用する。(この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の３日後（休日を除く。）の午後５時１５分までとする。)
- (8) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (10) (5)から(9)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

１０ 入札の失格に関する事項

上記９に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書を提出した者

- (5) 各項目の全部又は一部に金額又は単価の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書又は入札価格算定基礎確認書を提出した者
- (6) 記名押印がない入札価格内訳書を提出した者
- (7) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (8) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (9) 入札価格算定基礎確認書を提出期限までに提出しない者
- (10) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

1 1 積算疑義申立てについて

積算疑義申立手続きに関する要綱は適用しない。

1 2 落札者の決定に関する事項

9 (1) から (10) の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第 7 条の 2 第 1 項に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

1 3 低入札価格調査に関する事項

- (1) 資格確認者が提出した入札価格が低入札価格調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査を行う。この場合において、低入札価格調査実施要綱第 7 条第 2 項第 1 号の予備調査については、行わないものとする。
- (2) 本入札は低入札価格調査実施要綱 5 条第 1 項に規定する調査基準価格の計算方法によらず、許容価格に 100 分の 92 を乗じて得た額（小数点以下の端数を切り捨てた額）を調査基準価格とする。
- (3) 本入札は低入札価格調査実施要綱第 4 条第 2 項に規定する、「入札価格詳細内訳書」を、代表校の機器費、労務費の単価を記入した「入札価格算定基礎確認書」と読み替える。
- (4) 本入札は低入札価格調査実施要綱第 7 条の 2 第 1 項及び第 8 条における入札価格詳細内訳書を「入札価格算定基礎確認書」と読み替える。この場合の見積書の写しの提出は、自ら施工する部分も含めた、空調設備室内機、室外機、エア一搬送ファンの機器価格に関するもののみとする。

1 4 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

1 5 支払条件について

3 (9) のとおり。ただし、前金払の額について、落札者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

1 6 契約不適合責任期間について

3 (12) のとおり。ただし、落札者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、公告に定める期間の 2 倍の期間とする。

1 7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金について

- ア 見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の 100 分の 5 以上の額を納付すること。
- イ 入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。
- ウ 入札保証金を免除することができる者は、開札日時の前日から過去 3 年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと、本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。
- エ 入札保証金の納入は、財政局財務部契約課において発行する納入通知書で納付し、開札日時の前日（休日を除く。）の午後 3 時までに領収書を財政局財務部契約課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日時の前日（休日を除く。）の午後 3 時までに財政局財務部契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(2) 契約保証金について

- ア 請負代金額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。ただし、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、請負代金額の 100 分の 30 以上の額を納付すること。

- イ 契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、①金融機関の保証、②公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証、③公共工事履行保証証券による保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ウ 契約保証金の納入は、財政局財務部契約課において発行する納入通知書で納付し、契約締結に係る議決予定日（以下「議決予定日」という。）の前日までに契約書等とともに領収書を財政局財務部契約課へ提出すること。（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。）

18 その他

- (1) 本入札以前に開札した他の低入札対象工事（共同企業体を結成して行う工事も含む。ただし、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 21 年市規則第 112 号）の適用を受ける工事（以下「特定調達契約対象工事」という。）を除く。）の入札において、調査基準価格未満の価格で入札を行い、確認対象者となった者が、当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者が決定するまでの間）に、共同企業体の構成員として調査基準価格未満の価格で本入札を行っているときは失格とする。
- なお、調査基準価格未満の価格で本入札を行い、確認対象者となった者が、本入札に係る契約の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、本入札の落札者が決定するまでの間）であっても、特定調達契約対象工事を調査基準価格未満の価格で落札できるものとする。
- (2) 構成員となる企業の代表者が同じ場合は、同一の入札において、共同企業体の構成員として 2 者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合及び当該組合の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、組合員が 1 者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (4) 構成員は、同一の入札において、2 以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- (5) 構成員は、単独で同一の入札に参加することができない。
- (6) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務がある構成員で、公告に定める開札日時において、社会保険等に未加入の構成員は入札に参加できない。
- (7) 配置予定技術者及び当該入札参加資格に必要なその他の有資格者は、公告に定

める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。

- (8) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、議決予定日において、他の工事に配置していないこと。
- (9) 落札者は、配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）に記入した配置予定技術者をこの工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、当該配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。
- (10) 現場代理人は、公告に定める開札日時において、直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。また、議決予定日において、他の工事に配置していないこと。
- (11) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者及び現場代理人は、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者以外の者であること。
- (12) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由、入札者及び各入札者の入札金額、技術評価点、総合評価点について、入札・契約ホームページにおいて閲覧に供する。
- (13) ISO認証取得者とは、(公財)日本適合性認定協会（JAB）によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの、又は国際認定機関フォーラム（IAF）相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているものを指し、付属書のみによる認証取得者は除くものとする。
- (14) 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術資料のうち当該工事の施工に関する提案内容については、入札説明書等の一部とし、契約締結後、受注者の責めに帰すべき事由により、入札説明書等の一部となった提案内容を満たす施工が行われていないと判断した場合は、岡山市工事検査規程（昭和53年市訓令甲第2号）第16条に規定する工事成績評定表の評定点を減ずる措置を講じるものとする。この場合において技術資料の内容と施工内容に著しい差異があるときは、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除を行うことができるものとする。
- (15) 入札参加者から提出された技術的所見については、その採否にかかわらず公表しないものとする。
- (16) 提出された技術的所見について、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が発注する工事に無償で使用できるも

のとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術的所見については、この限りでない。

- (17) 共同企業体の構成員としての施工実績（経験）は、出資比率が構成員数の均等割の 10 分の 6 以上（構成員数が 2 社の場合は出資比率が 30%以上、3 社の場合は 20%以上）のものに限り、同種工事施工実績（経験）として認める。ただし、公告において、同種工事施工実績（経験）として請負代金額を求めている場合は、共同企業体の請負代金額に出資比率を乗じて得た金額を同種工事施工実績（経験）とする。
- (18) 開札後、契約が地方自治法第 234 条第 5 項の規定により確定する前に、発注者の入札手続の誤り等により、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。
- (19) この入札におけるその他の契約条項については、入札・契約ホームページに掲載する。
- (20) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則、岡山市建設工事郵便入札実施要綱、岡山市建設工事一般競争入札実施要綱、岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱及び岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱に定めるところによる。

入札、契約事務を担当する課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

財政局財務部契約課 工事契約係

電話 086-803-1157（直通）

別表

総合評価一般競争入札（簡易型）技術評価基準表

【工事名：岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）】

評価項目		評価基準	配点	得点
施工計画	施工体制に関する課題に係る技術的所見	施工体制についての具体的な対策が2項目とも評価できる。	2.5	5.0
		施工体制についての具体的な対策が1項目評価できる。	1.0	
		施工体制についての具体的な対策がいずれも評価できない。	0.0	
	安全計画に関する課題に係る技術的所見	安全計画についての具体的な対策が2項目とも評価できる。	2.5	
		安全計画についての具体的な対策が1項目評価できる。	1.0	
		安全計画についての具体的な対策がいずれも評価できない。	0.0	
企業の施工実績	同種工事施工実績の規模（元請で契約し、平成22年4月1日（2010年4月1日）以降に完成・引渡し完了したものに限る。）	1台当たりの冷房能力が56kW以上の能力を有する空調設備を、空調対象床面積が900㎡以上の建築物に設置した工事実績がある。（新設・増設・改設に限る）	2.0	5.0
		1台当たりの冷房能力が56kW以上の能力を有する空調設備を設置した工事実績がある。（新設・増設・改設に限る）	1.0	
		上記のいずれの実績もない。	0.0	
	令和4年4月1日から令和7年3月31日（2022年4月1日から2025年3月31日）までの間に完工し、検査をうけた工事の岡山市発注工事（※）における工事成績評価点の平均点	77点以上	3.0	
		73点以上77点未満	2.0	
		69点以上73点未満	1.0	
		65点以上69点未満又は受注実績無し	0.0	
		65点未満	-1.0	
配置予定技術者の能力	同種工事施工経験（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者として工期の2分の1以上従事した経験に限る。）の規模（元請で契約し、平成22年4月1日（2010年4月1日）以降に完成・引渡し完了した工事の技術者に限る。）	1台当たりの冷房能力が56kW以上の能力を有する空調設備を、空調対象床面積が900㎡以上の建築物に設置した工事実績がある。（新設・増設・改設に限る）	2.0	5.0
		1台当たりの冷房能力が56kW以上の能力を有する空調設備を設置した工事実績がある。（新設・増設・改設に限る）	1.0	
		上記のいずれの実績もない。	0.0	
	令和4年4月1日から令和7年3月31日（2022年4月1日から2025年3月31日）までの間に完工し、検査をうけた請負代金500万円以上の岡山市発注工事（※）において、自社の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者として従事（工期の1/2以上の従事に限る。）した工事成績評価点の最高点	77点以上	1.0	
		69点以上77点未満	0.5	
		69点未満又は受注実績無し	0.0	

	令和6年4月1日（2024年4月1日）から公告日までの間に建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	開札日において、満40歳未満の技術者の配置の有無	有	1.0	
		無	0.0	
企業 の 体 制 等	令和6年4月1日（2024年4月1日）から公告日までの間の岡山市発注工事（※）における優良工事施工業者表彰の回数又は経過措置による評価対象者（ただし、直近の表彰後に優遇措置の終了事項に該当した場合は評価しない。）	2回以上又は経過措置による評価対象者	1.0	8.0
		1回	0.5	
		0回	0.0	
	ISO9000シリーズ認証取得の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	ISO14000シリーズ認証取得の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	建設業労働災害防止協会加入の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	岡山市と災害時における防災協力に関する協定書を締結している団体への加入の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証取得の有無	有	1.0	
		無	0.0	
地域 性	市内外業者区分	経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無	1.0	3.0
		建設キャリアアップシステムへの登録の有無	0.0	
		有	1.0	
		無	0.0	
		市内業者	3.0	
		従業員数50人以上の準市内業者	2.0	
		上記以外の業者	0.0	

※ 水道事業、病院事業及び市場事業に係る工事を除く。

注1) 評価項目中「施工体制」及び「安全計画」については、技術評価基準表別紙「施工体制及び安全計画の提案に関する参考資料」を参照すること。

注2) 評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」における施工実績（施工経験）の「空調対象床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する面積とする。

注3) 配置予定技術者の能力の各評価項目（以下、「各項目」という。）の得点が全て同じ者が複数いる場合は、配置予定技術者調書を各技術者ごとに作成し提出することを可とする。ただし、確認の結果、各項目の得点に差がある場合は、各項目ごとに最も低い技術者の得点とする。

注4) 建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績の有無については、評価対象期間に学習実績があったことが確認できる書類（学習実績の証明書及び学習実施日のわかる明細書等）の提出があった場合に限り評価する。

注5) 評価項目「令和6年4月1日（2024年4月1日）から公告日までの間の岡山市発注工事における優良工事施工業者表彰の回数又は経過措置による評価対象者」は、同一年度に複数の表彰決定がなされた場合、当該年度の表彰の回数は1回とする。

注6) 岡山市工事成績評定活用基準第8条第1号の規程に基づく優遇措置により総合評価一般競争入札に参加する者については、評価項目「令和6年4月1日（2024年4月1日）から公告日までの間の岡山市発注工事における優良工事施工業者表彰の回数又は経過措置による評価対象者」は評価しない。

注7) ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得に関しては、開札日時時点で有効なものに限る。

注8) 建設業労働災害防止協会の加入の有無及び岡山市と災害時における防災協力に関する協定書を締結している団体への加入の有無は開札日を基準として評価する。

注9) 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証取得に関しては、開札日時時点で有効なものに限る。

注10) 経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が開札日において最新のものにより評価する。

注11) 建設キャリアアップシステムへの登録の有無は開札日を基準として評価する。

注12) 評価項目「市内外業者区分」の「評価基準」欄の区分は、岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第2条に定めるところにより、開札日を基準として評価する。

注13) 共同企業体を結成して入札に参加する場合における技術評価点は、評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については第1構成員を対象に、「企業の体制等」及び「地域性」については各構成員の評価点を出資比率に応じて按分することにより、それぞれ算定するものとする。

注14) 評価項目「令和6年4月1日（2024年4月1日）から公告日までの間の岡山市発注工事における優良工事施工業者表彰の回数又は経過措置による評価対象者」の「評価基準」欄の経過措置とは、令和2年度から令和5年度までの表彰者に対して行うものとし、それぞれ、次の経過措置による評価対象者は1点とする。ただし、直近の表彰後に優遇措置の終了事項に該当した場合は評価の対象とせず、経過措置も終了とする。

【経過措置による評価対象者】

- | | |
|-----------|-----------|
| ・令和5年度表彰者 | 令和10年度末まで |
| ・令和4年度表彰者 | 令和9年度末まで |
| ・令和3年度表彰者 | 令和8年度末まで |
| ・令和2年度表彰者 | 令和7年度末まで |

施工体制及び安全計画の提案に関する参考資料

本工事の施工体制及び安全計画の提案に際しての参考資料として以下の評価指標を示す。

1) 施工体制に関する課題に係る技術的所見

- ・ 空調設備の早期供用開始を実現させるための施工体制について

○ 評価指標

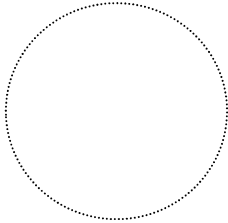
別紙様式第12号の設定理由を鑑み、空調設備工事を確実に遂行できる施工体制（技術的所見）により、複数の学校で工事が同時進行することが想定される中、指定された期日までに市内中学校の体育館における空調設備の供用開始を実現させるための施工体制（設計業務、施工業務）について具体的な対策（方法）をそれぞれ1項目求める。

2) 安全計画に関する課題に係る技術的所見

- ・ 学校施設における生徒、教職員等に配慮した安全計画等について

○ 評価指標

別紙様式第13号の設定理由を鑑み、生徒、教職員等に配慮した安全計画（技術的所見）により、中学校の開校期間にも工事を行う執務並行作業（作業時間制限）が想定される中、トラブルなく、安全に工事を完成させるための生徒、教職員等への安全対策および学校教育活動に支障・影響の少ない騒音・振動対策について具体的な対策をそれぞれ1項目求める。



入札(見積) 書

金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工事名 岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び要求水準書等並びに現場等熟知承諾の
うえ上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

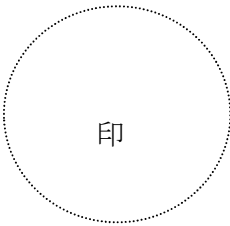
岡山市長 様

特定建設工事共同企業体

第1構成員 所在地
(代表者) 商号又は名称
代表者名

第2構成員 所在地
商号又は名称
代表者名

第3構成員 所在地
商号又は名称
代表者名



くじ用数字		

入 札 価 格 内 訳 書

工 事 名 : 岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

入札者		特定建設工事共同企業体
代表者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

工事価格（入札価格）円（①+②+③+④）

区 分		工種・種別	数量	単位	金 額	備考
直接工事費		空調設備工事	1	式		
		計				①
共通仮設費	積上分	準備費（設計費）	1	式		
	率分		1	式		
		計				②
現場管理費	率分		1	式		
		計				③
一般管理費等	率分	契約保証費を含む	1	式		
		計				④

注1：この内訳書は、岡山市情報公開条例により開示の対象になります。

注2：直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の合計及び工種・種別の計を検算してください。記入漏れ、計算間違いがあった場合は、事後審査（参加資格確認）で失格になります。

注3：金額欄には、小数を含む数値を入力しないでください。

注4：共通仮設費・現場管理費・一般管理費等について、詳細は現場説明書12,13頁37.その他を参照してください。

特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者	所在地	
(第1構成員)	商号又は名称	
	代表者名	印
第2構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	印
第3構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	印

令和7年10月17日付けで公告のあった
岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。
なお、代表者及び構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）

(商号又は名称)

契約番号	工 事 名
2025031125-20	岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

配置予定技術者氏名 ※第 1 構成員については、「配置予定技術者調書（技術資料用）」に記載した者を記入すること。※複数の調書を提出した場合は、その内の 1 名のみを記入すること。	※営業所技術者及び特定営業所技術者は当該工事の技術者として配置できません。
法 定 資 格 等	

※入札説明書 18 その他(7), (8), (9), (11)を確認した後に記入すること。

その他公告に定める 有資格者の氏名	
資 格 の 種 類	

※入札説明書 18 その他(7)を確認した後に記入すること。

配置予定現場代理人 氏 名	※第 1 構成員のみ (□営業所技術者・特定営業所技術者ではない)
------------------	--

※入札説明書 18 その他(10), (11)を確認した後に記入すること。

<添付書類>

- (1) 監理技術者資格者証及び講習修了証の写し
 - (2) 本工事で必要とされる技術・資格を証する書面の写し（合格証明書等）
 - (3) 雇用の証となる社会保険加入関係書類の写し等（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）
- ※ 75 歳以上の方の場合、雇用証明書（原本）に加え、賃金台帳、後期高齢者医療の資格確認書の写し等の雇用状況が確認できる法定及び公的な書類等を添付してください。

指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

(商号又は名称)

岡山市以外の公共機関 から指名停止、指名留保 等の措置を受けている かどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
---	---

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

(注) この調書は、今回発注工事の一般競争入札参加資格確認申請時に提出するとともに、その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは、速やかに必要事項を記載して届け出てください。

施 工 実 績 調 書 (入札参加資格確認用)

所在地

商号又は名称

代表者名

下記のとおり、公告で定めている同種工事施工実績を有していることに相違ありません。

工事名	
発注者	
請負者	出資比率： %（共同企業体の場合のみ）
施工場所	
請負代金額	
契約日	
工期	
工事概要	※入札説明書４(11)に従って、内容を記載してください。 １工事で下記ア及びイを全て満たす空調設備工事である。（新設，増設又は改設工事に限る。ただし，空調用熱源工事のみの場合を除く。） ア　１工事当たりの空調対象床面積：（ ）㎡ イ　請負代金額：（ ）円

<添付書類>

- ①上記工事の請負契約書の写し
- ②上記工事が記載された経営事項審査の際提出する工事経歴書の写し
- ③公告で定めている同種工事施工実績が確認できる資料（図面等）の写し

※ただし、公告で定めている同種工事施工実績が工種及び請負代金額のみの場合は、③の提出は不要とする。

注1) 提出された資料により公告で定めている施工実績が確認できない場合は、施工実績として認めない。

注2) 共同企業体での施工実績の場合は、出資比率が確認できる資料(協定書等)の写しを提出すること。出資比率が確認できない場合は、施工実績と認めない。

技術者に関する誓約書

令和 年 月 日

岡山市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名 印

工事名	岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）
-----	----------------------

上記工事を落札，契約した場合は，当該工事の入札説明書4（10）に基づき，配置予定技術者調書（技術資料用）及び配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）に記載した技術者を当該工事の専任の監理技術者として配置することを誓約します。

技術資料等及びその他資料提出書（共同企業体用）

令和 年 月 日

岡山市長 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者	所在地	
(第1構成員)	商号又は名称	
	代表者名	印
第2構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	印
第3構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	印

令和7年10月17日付けで公告のあった岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）の一般競争入札について、次のとおり技術資料等及びその他資料を提出します。

なお、技術資料等及びその他資料の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 提出する技術資料等（添付資料を含む。）

- ・施工実績調書（技術資料用）（様式第9号）及び添付書類
- ・配置予定技術者調書（技術資料用）（様式第10号）及び添付書類
- ・企業の体制に関する調書（様式第11号）及び添付書類
- ・施工体制に関する課題に係る技術的所見（様式第12号）
- ・安全計画に関する課題に係る技術的所見（様式第13号）

2. その他

- ・特定建設工事共同企業体協定書
- ・委任状
- ・入札価格算定基礎確認書

※提出については、入札説明書5(6)エ及びオに従うこと。

施 工 実 績 調 書 (技術資料用)

(商号又は名称

)

〔今回発注工事名：岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）〕

下記のア又はイのいずれか一方に○印をつけること。

☐	ア 入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工実績がある。
☐	イ 入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工実績はない。

上記アに該当する場合のみ、下欄に施工実績を記入すること。

工 事 名	
発 注 者	
請 負 者	----- 出資比率： %
施 工 場 所	
請負代金額	円
工 期	年 月 日～ 年 月 日
CORINS登録	有 (CORINS登録番号) ・ 無
工 事 概 要	※工法・規模等同種工事であることが確認できる内容を記載してください。

<添付書類>

次の①又は②のいずれかの書類に加えて、必要に応じて③の資料も一緒に添付すること。

①記載した工事の一般財団法人日本建設情報総合センター（C O R I N S）の竣工時の登録内容確認書（竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は評価しない。）の写し

②記載した工事の請負契約書の写し及び記載した工事にかかる部分の経営事項審査の際提出する工事経歴書の写し

③上記①又は②の書類により確認できない項目については、施工実績を証する資料（付近見取図、配置図、空調設備の冷房能力及び空調対象床面積がわかる図面等）

注 1）添付書類により同種工事の施工実績の要件を満たしていることが確認できない場合は評価しない。

注 2）入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工実績に該当する工事のうち規模が最大のものについて記載してください。

注 3）共同企業体での施工実績については、出資比率が確認できない場合は、施工実績と認めません。

注 4）共同企業体を結成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表者（以下「第 1 構成員」という。）の施工実績についてのみ記載してください。

配置予定技術者調書（技術資料用）
（商号又は名称）

今回発注工事	岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）		
配置予定技術者氏名		継続教育（CPD(S)） の学習実績の有無	有 ・ 無
※営業所技術者及び特定営業所技術者は当該工事の技術者として配置できません。			
取得している 法令による免許等			

※入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工経験について、下記のア又はイのいずれか一方に○印を付けること。

☐ ア 同種工事施工経験がある。	☐ イ 同種工事施工経験はない。
---	---



上記アに該当する場合のみ、下欄に施工経験を記入すること。

工 事 名			
発 注 者			
請 負 者	出資比率： %		
施 工 場 所			
請 負 代 金 額	円		
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
従事した役職	監理技術者 ・ 特例監理技術者 ・ 主任技術者		
工期の内、上記役職 として従事した期間	年 月 日～ 年 月 日		
CORINS登録	有（CORINS登録番号） ・ 無		
工 事 概 要	※工法・規模等同種あるいは同類工事であることが確認できる内容を記載してください。		

※入札説明書中の技術評価基準表で求める工事成績評定点の最高点について、下記のア又はイのいずれか一方に○印を付けること。

☐ ア 最高点の工事がある。	☐ イ 最高点の工事が無い。
---------------------------------------	---------------------------------------



上記アに該当する場合のみ、下欄に最高点の工事について記入すること。

工 事 名			
請 負 者	出資比率： %		
請 負 代 金 額	円	工事成績評定点	点
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
従事した役職	監理技術者 ・ 特例監理技術者 ・ 主任技術者		
工期の内、上記役職 として従事した 期間	年 月 日～ 年 月 日		
CORINS登録	CORINS登録番号		

【次頁の添付書類等の記載を確認して、書類を作成すること】

<添付書類>

- ①監理技術者資格者証及び講習修了証の写し
- ②取得している技術・資格を証する書面の写し
- ③3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用の証となる社会保険加入関係書類等の写し等
(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)
※75歳以上の方の場合、雇用証明書(原本)に加え、賃金台帳、後期高齢者医療の資格確認書の写し等の雇用状況が確認できる法定及び公的な書類等を添付してください。
- ④評価対象期間に学習実績があったことが確認できる建設系CPD協議会加盟団体が発行する学習実績の証明書及び学習実施日のわかる明細書等の写し
- ⑤記載した工事を証する書類(同種工事施工経験については次のア又はイ、及びウの書類を添付し、工事成績評定点が最高点の工事については次のアの書類を添付すること。)
ア 記載した工事の一般財団法人日本建設情報総合センター(CORINS)の竣工時の登録内容確認書(竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は評価しない。)の写し
(技術者の従事期間が明記されているものに限る。)。ただし、特段の事情により登録内容確認書が提出できない場合は、登録内容確認書に代えて、同センター発行の竣工時の技術者実績確認書の写しの提出を認める。
イ 記載した工事の請負契約書の写し及び記載した工事にかかる部分の経営事項審査の際提出した工事経歴書の写し
ウ 施工経験を証する資料(付近見取図、配置図、空調設備の冷房能力及び空調対象床面積がわかる図面等)

注1) 添付書類により同種工事の施工経験の要件を満たしていることが確認できない場合は評価しない。

注2) 同種工事施工経験については、入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工経験に該当する工事のうち規模が最大のものについて記載してください。

注3) 同種工事施工経験及び工事成績評定点が最高点の工事における共同企業体での工事において、出資比率が確認できない場合は、施工経験及び工事成績評定点が最高点の工事と認めません。

注4) 共同企業体を結成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表者(以下「第1構成員」という。)の同種工事施工経験及び工事成績評定点についてのみ記載してください。

注5) 技術評価基準表の配置予定技術者の能力の各評価項目(以下、「各項目」という。)の得点が全て同じ者が複数いる場合は、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することが可能です。この場合、それぞれの技術者ごとに調書を作成してください。

企業の体制に関する調書

(商号又は名称)
 [今回発注工事名 : 岡山市立中学校体育館空調設備工事 (南区)]

項 目	区 分	添 付 資 料
岡山市発注工事における優良工事 施工業者表彰の回数又は経過措置 による評価対象者 (令和6年4月1 日 (2024年4月1日) から公告日ま で) ただし, 直近の表彰後に優遇 措置の終了事項に該当した場合は 評価しない。	①2回以上又は経過措置 による評価対象者	
	②1回	
	③0回	
今回発注工事の工種に関する I S O 9000 シリーズ又は14000 シリ ーズ認証取得の有無	9000 シリーズ (有 ・ 無)	開札日において有効な登録証 (認 証状) の写し
	14000 シリーズ (有 ・ 無)	
建設業労働災害防止協会加入の有 無	有 ・ 無	開札日から 3 か月以内に発行され た建設業労働災害防止協会加入証 明書 (別紙 1) (写し可)
岡山市と次頁の災害に関する協定 を締結している団体への加入の有 無	有 ・ 無	開札日から 3 か月以内に発行され た災害に関する協定を締結してい る団体への加入証明書 (別紙 2) (写し可)
岡山市女性が輝く男女共同参画推 進事業所認証取得の有無	有 ・ 無	開札日において有効な認定証の写 し
経営事項審査における「若年技術 職員の継続的な育成及び確保」又 は「新規若年技術職員の育成及び 確保」への該当の有無	有 ・ 無	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書 (最新のもの) (写し 可)
建設キャリアアップシステムへの 登録の有無	有 ・ 無	事業者登録完了のはがき又は電子 メールの写し等 (更新対象者は, 開 札日時時点で有効な「事業者登録の 更新手続き完了のお知らせ」の電 子メールの写し等)
市内外業者区分	①市内業者	②の場合 ・本市法人市民税確定申告書の写 し (直近のもの) ・本市令和 7 年度給与所得等に係 る市民税・県民税特別徴収税額 の決定・変更通知書 (特別徴収義 務者用) の写し。 (個人名が記載されている部分 は不要) ※ただし, 変更があった場合は最 新の決定・変更通知書の写し
	②従業員 数 50 人以上の準市内業 者	
	③上記以外の業者	

【次頁の添付書類等の記載を確認して, 書類を作成すること】

注1)「区分」欄の該当する項目に○印を付け、必要事項を記載するとともに、「添付資料」欄に記載した資料を必ず添付してください。

注2)岡山市との災害に関する協定は以下のものに限ります。

- ・災害時における防災協力に関する協定

岡山舗装業協議会

一般社団法人岡山県建設業協会（岡山東地域、岡山西地域、西大寺地域、建部地域、和気地域）

高松地区建設安全協力会

京山・石井・中央学区建設安全協力会

岡山市南区建設同友会

水土里ネット研究会

みどりの会

岡山防災ネット協議会

一般社団法人岡山県電業協会

岡東地区建設安全協会

旭川東建設安全協会

おかやま災害対策研究会

岡山北防災協議会

中区安全協議会

南部地域安全対策協議会

御南会

龍の会

北区防災協会

東区防災協議会

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

おかやま防災協議会

岡山ネットワーク協議会

岡山県管路更生技術協会

岡山環境防災協会

岡山エリア防災協議会

- ・災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定又は災害時における市有施設等の応急対策に関する協定（岡山市管工設備共同組合，岡山県配電盤工業協同組合）

注3)共同企業体を結成して入札に参加する場合は，すべての構成員について作成してください。

注4)添付資料により岡山市で確認できないものについては，加点の対象とはなりません。

(別紙1)

建設業労働災害防止協会加入証明書交付願

令和 年 月 日

様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者名

当社は、岡山市発注の一般競争入札に必要なため、建設業労働災害防止協会に加入していることを証明願います。

建設業労働災害防止協会加入証明書

令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明者 住所

氏名

印

災害に関する協定を締結している団体への加入証明書交付願

証明申請日 令和 年 月 日

〒 ー

申請者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

上記申請者が、下記団体に加入していることを証明します。

（災害時における防災協力に関する協定）

- ☐ 岡山舗装業協議会
- ☐ 一般社団法人岡山県建設業協会 岡山東地域
- ☐ 一般社団法人岡山県建設業協会 岡山西地域
- ☐ 一般社団法人岡山県建設業協会 西大寺地域
- ☐ 一般社団法人岡山県建設業協会 建部地域
- ☐ 一般社団法人岡山県建設業協会 和気地域
- ☐ 高松地区建設安全協力会
- ☐ 京山・石井・中央学区建設安全協力会
- ☐ 岡山市南区建設同友会
- ☐ 水土里ネット研究会
- ☐ みどりの会
- ☐ 岡山防災ネット協議会
- ☐ 一般社団法人岡山県電業協会
- ☐ 岡東地区建設安全協会
- ☐ 旭川東建設安全協議会
- ☐ おかやま災害対策研究会
- ☐ 岡山北防災協議会
- ☐ 中区安全協議会
- ☐ 南部地域安全対策協議会
- ☐ 御南会
- ☐ 龍の会
- ☐ 北区防災協会
- ☐ 東区防災協議会
- ☐ 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部
- ☐ おかやま防災協議会
- ☐ 岡山ネットワーク協議会
- ☐ 岡山県管路更生技術協会
- ☐ 岡山環境防災協会
- ☐ 岡山エリア防災協議会

（災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定）

（災害時における市有施設等の応急対策に関する協定）

- ☐ 岡山市管工設備協同組合
- ☐ 岡山県配電盤工業協同組合

令和 年 月 日

証明者 所 在 地

名 称

㊞

代表者職氏名

※上記の加入している団体の□欄にチェックしてください。
※建設工事技術資料用として申請する場合は、開札日より 3 か月以内の証明が必要です。
※入札参加資格審査申請用として申請する場合は、申請日より 3 か月以内の証明が必要です。

施工体制に関する課題に係る技術的所見

(共同企業体名)

[今回発注工事名：岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）]

施工体制に関する課題	空調設備の早期供用開始を実現させるための施工体制について
------------	------------------------------

課題の設定理由	本工事により，令和 9 年 6 月末までに市内中学校の体育館における空調設備の供用を開始する。対象となる学校数及び工期を考慮すると，複数の学校で工事が同時進行することが想定されるため，施工計画，とりわけ確実に工事を遂行できる施工体制の構築が必要となる。 そこで，下記に関する施工体制について具体的な対策（方法）をそれぞれ 1 項目求める。 ①設計業務 ②施工業務
(具体的な施工体制) ①設計業務 ②施工業務	

(注意事項は，裏面参照)

注1) 提案数はそれぞれ1つ以内とし、簡素かつ具体的に記載すること。評価は記載順に評価し、指定個数以降は評価しない。ただし、受注した場合は原則すべての提案を実施すること。

注2) 下線を付す等により提案内容のポイントを明確に示すこと。

注3) 提案がない場合は、「提案なし。」と記載して提出すること。

注4) 提案内容が以下に該当する場合は、評価対象としないので注意すること。

- ・履行の確実性、実効性に疑義がある内容。（現地の環境条件が考慮されていない内容など。）
- ・曖昧な表現を用いた内容。（「必要に応じ…」，「状況に応じ…」，「できる限り…」，「…するように努める。」などの表現を用いた内容。）
- ・実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容。
- ・別途発注工事及び周辺地域への悪影響が懸念される内容。
- ・一般的であることが明らかな内容。（法令等に基づき、当然行わなければならない内容。ただし、目的を達成するための配慮が適切に記載されている場合は除く。）
- ・提案2項目について各項目内容が同趣旨の内容。
- ・関係法令、基準等に違反する内容。
- ・発注者として新たに他機関又は他事業との協議又は調整が必要な内容。

注5) 記入用紙はA4サイズ1枚(図表可)とし、表面に記入すること。なお、裏面や2枚目以降の記載部分は評価しないものとする。

安全計画に関する課題に係る技術的所見

(共同企業体名)

[今回発注工事名：岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）]

安全計画に関する課題	学校施設における生徒，教職員等に配慮した安全計画等について
------------	-------------------------------

課題の設定理由	本工事は中学校の開校期間（時間）にも工事を行う執務並行作業となる。よって時間制限等がある中，適切で工夫された安全対策等を実施することで，トラブルなく，安全に工事を完成させなければならない。 そこで下記に関する安全計画等について具体的に工夫する対策をそれぞれ 1 項目求める。 ①生徒，教職員等への安全対策 ②学校教育活動に支障・影響の少ない騒音・振動対策
---------	---

(具体的な安全計画等) ①生徒，教職員等への安全対策 ②学校教育活動に支障・影響の少ない騒音・振動対策	
--	--

(注意事項は，裏面参照)

注1) 提案数はそれぞれ1つ以内とし、簡素かつ具体的に記載すること。評価は記載順に評価し、指定個数以降は評価しない。ただし、受注した場合は原則すべての提案を実施すること。

注2) 下線を付す等により提案内容のポイントを明確に示すこと。

注3) 提案がない場合は、「提案なし。」と記載して提出すること。

注4) 提案内容が以下に該当する場合は、評価対象としないので注意すること。

- ・履行の確実性、実効性に疑義がある内容。（現地の環境条件が考慮されていない内容など。）
- ・曖昧な表現を用いた内容。（「必要に応じ…」，「状況に応じ…」，「できる限り…」，「…するように努める。」などの表現を用いた内容。）
- ・実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容。
- ・別途発注工事及び周辺地域への悪影響が懸念される内容。
- ・一般的であることが明らかな内容。（法令等に基づき、当然行わなければならない内容。ただし、目的を達成するための配慮が適切に記載されている場合は除く。）
- ・提案2項目について各項目内容が同趣旨の内容。
- ・関係法令、基準等に違反する内容。
- ・発注者として新たに他機関又は他事業との協議又は調整が必要な内容。

注5) 記入用紙はA4サイズ1枚(図表可)とし、表面に記入すること。なお、裏面や2枚目以降の記載部分は評価しないものとする。

特定建設工事共同企業体の名称について

- 1 特定建設工事共同企業体の名称は、各企業の資格審査と密接に関連があるため、正式商号を①代表者（第1構成員）②第2構成員③第3構成員の順で付けてください。

（＜例＞のとおり）

- 2 各企業名の間は「・」を使用してください。
- 3 各種書類の特定建設工事共同企業体の名称欄は、上記1及び2により特定建設工事共同企業体協定書において定められた名称を記入してください。
- 4 申請から工事完成までの間に各企業の商号・名称に変更があったときは必ず共同企業体の名称も変更してください。

＜例＞

代表者名
（第1構成員）

第2構成員名

第3構成員名



株式会社〇〇〇〇・株式会社〇〇〇〇・株式会社〇〇〇〇特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体協定書

(目 的)

第1条 この共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 岡山市発注に係る岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名 称)

第2条 この共同企業体は、

特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を 市 区 町 番 号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、建設工事に係る請負契約が締結された日以後に解散できるものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員所在地

商号又は名称

第2構成員 所在地

商号又は名称

第3構成員 所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 企業体は、（第1構成員） を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金等を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

第1構成員 () %

第2構成員 () %

第3構成員 () %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、
銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 企業体は、建設工事完成後決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかについて、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

， 及び

は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を4通作成し、各通に構成員が記名押印し、1通を発注者に提出し、残りを各自所持するものとする。

令和 年 月 日

第1構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

印

第2構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

印

第3構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

印

委任状（代表企業）

令和 年 月 日

岡山市長 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者 所 在 地
(第 1 構成員) 商号又は名称
代 表 者 名

印

第 2 構成員 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

第 3 構成員 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

工事名 岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

下記の者を代理人と定め、上記工事に関し次に掲げる行為の一切の権限を委任します。

受 任 者 所 在 地
(代 表 者) 商号又は名称
代 表 者 名

印

- 1 見積入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 請負代金及び保証金の請求、受領に関する権限
- 4 復代理人の選任について
- 5 その他契約手続きに関する一切の権限

委任状（開札の立合い）

令和 年 月 日

岡山市長 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者 所 在 地
(第1構成員) 商号又は名称
代 表 者 名

印

工事名 岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

下記の者を復代理人と定め、上記工事に関し次に掲げる行為の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所
(復代理人)
氏 名

1 入札の立合いに関する一切の権限

技術資料等及び入札価格算定基礎確認書郵送についての注意事項

封筒記載例

7 0 0 0 9 1 3						
岡山大供郵便局留						
岡山市役所⑫契約課宛						
岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区） 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書在中						
簡易書留						

※朱書

（表面）

代表者 所在地・商号又は名称・代表者名	〇〇・〇〇・〇〇〇〇特定建設工事共同企業体
------------------------	-----------------------

（裏面）

- ・ 一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・ 表面に「岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）技術資料等及び入札価格算定基礎確認書在中」、裏面に差出人名を記載すること。
- ・ 技術資料等及び入札価格算定基礎確認書を封入すること。

入札書等郵送についての注意事項

指定封筒記載例

(表)

岡山県大供郵便局留	
岡山市役所 ⑫ 契約課	行
簡易書留	
岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区） 入札書等在中	
7 0 0 0 9 1 3	

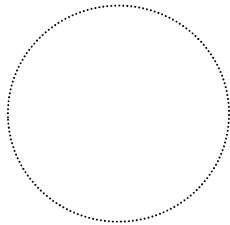
※朱書

(裏)

〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
代表者
所在地・商号又は名称・代表者名

※封筒の大きさ：長形3号(120mm×235mm)

- ・入札書（様式第1号）及び入札価格内訳書（様式第2号）を封入すること。
- ・一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・「岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）入札書等在中」、裏面に差出人名を記載すること。（工事名、差出人名は入札書の記載と同一にすること。）
- ・複数の入札書等を同封しないこと。



入札金額は訂正しないこと。
訂正が必要になったときは、改めて入札書を作成すること。

入札(見積) 書

金	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
額	¥	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

工事名 岡山市立中学校体育館空調設備工事（南区）

岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）及び要求水準書等並びに現場等熟知承諾
のうえ上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

岡山市長 様

特定建設工事共同企業体

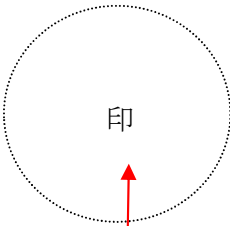
第 1 構成員、第 2 構成員及び第 3 構成員の所在地、商号又は名称、代表者名は全て記入すること。
代表者名には代表者職氏名を記入すること。

- 第 1 構成員
(代表者)

所在地
商号又は名称
代表者名
- 第 2 構成員

所在地
商号又は名称
代表者名
- 第 3 構成員

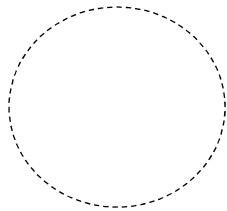
所在地
商号又は名称
代表者名



第 1 構成員の使用印鑑（市に届け出ているもの）を押印すること。

任意の 3 桁の数字を記入すること。（くじの方法は入札説明書 8 (4) を参照のこと。）

くじ用数字		



工事の施工に伴う第三者損害に係る補償協定書

発注者岡山市と受注者

とは、建設工事請負契約約款第29条に規定する第三者に及ぼした損害のうち、発注者と受注者との間で令和 年 月 日付けで締結した

に係る工事請負契約に基づく工事に起因する損害であることが明確であるものについて、その補償並びに発注者及び受注者の補償費用の負担割合等の必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（補償の対象）

第1条 この協定に基づく補償の対象は、くい打ち、土留め、排水、土工事等の施工に伴い発生した地盤沈下、地下水の断絶、振動、濁水及び工事用車両の通行等に起因して生じた沿道家屋等第三者の施設その他の物件等（以下「施設」という。）に対する損害とする。

（事前調査）

第2条 発注者は、当該工事の施工に伴い施設に損害等を生じるおそれがあると認めたときは、当該施設の事前調査を行うものとする。

（損害発生時の調査及び応急措置等）

第3条 受注者は、工事施工中に第三者から施設の損害発生の申出があった場合において、当該損害が生活上支障となると認められるときは、直ちに必要な調査を行い、応急措置を講じなければならない。生活上緊急を要しないと認められる場合においても、調査を行い、その経過等を記録するものとする。

2 受注者は、前項の調査及び応急措置が完了したときは、被害調査報告書を発注者に提出するものとする。

3 応急措置に要する費用は、原則として受注者の負担とする。

（事後調査）

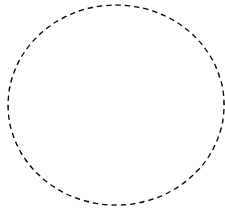
第4条 発注者は、施設の所有者等から当該施設の損害に対する補償要求があったときは、原則として工事完成検査後、事後調査を行うものとする。

（補償費用）

第5条 補償費用は、原則として損害が生じた施設を従前の状態と同程度に修復し、又は復元すること（以下「原状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、原状回復は、施設の使用目的及び使用状況、損害の発生箇所及び発生状況並びに施設の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行うものとする。

（補償の時期）

第6条 損害の補償は、事後調査完了後に行うものとする。ただし、工作物の倒壊等による人身事故のおそれがあるときなど、応急措置では対応できない損害に対して補償する場合はこの限りでない。



(補償の方法)

第7条 損害の補償は、原則として金銭をもって行うものとする。ただし、この方法によることができないときは、復旧工事又は代替物をもって行うことができる。

(補償の期限)

第8条 この協定に基づく受注者負担の補償期限は、工事完成検査後3年間とする。ただし、その損害が、受注者の責に帰すべき事由によって生じたものであることが明らかな場合は、この限りでない。

(補償費用の負担)

第9条 この協定に基づく補償に要する費用（以下「補償費」といい、第3条に基づく応急措置及び第4条に基づく事後調査に要する費用を含む。）の総額が、工事請負代金額の1.0パーセントに相当する金額（以下「控除額」という。）以下のときは、受注者が補償費の総額を負担するものとする。

2 補償費の総額が控除額を超えるときは、受注者が控除額を負担し、その残額（補償費の総額から控除額を減じた額をいう。）については、発注者及び受注者が協議の上、負担割合を定めるものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、受注者が補償費の総額を負担する。

(協定の履行)

第10条 発注者及び受注者は、信義を重んじ誠実にこの協定の履行に努めなければならない。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	岡山市北区大供一丁目1番1号	
	岡山市	
	岡山市長 大森雅夫	印

		特定建設工事共同企業体
受注者	所在地	
(代表者)	商号又は名称	
	代表者名	印